

「FSC中核的労働要求事項に関する方針声明」

当社は、国際労働機関（ILO）が定める国際労働基準に基づき、以下の中核的労働要求事項を尊重します。

1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の排除

あらゆる就業形態においても不当な労働を強制しません。

3. 職業と雇用における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・性別・出身地・宗教・疾病・障がいによる差別、ハラスメント等の人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由および団体交渉の尊重

労働環境や賃金水準等の労使間協議において、結社の自由および団体交渉権を尊重いたします。

2022年9月1日

日之出紙器工業株式会社
代表取締役社長 守田豊彦